

報告第17号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和7年9月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定され
た契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定
により報告する。

記

- | | | | |
|-----------|---|-----------------|--|
| 1 件名及び契約名 | 令和7年第1回杉並区議会定例会において議案第35号に
より議決を得た「杉並区立荻窪地域区民センター改修建築
工事」 | | |
| 2 金額の変更 | 議決を得た契約金額 | 金1,034,000,000円 | |
| | 変更後の契約金額 | 金1,044,780,000円 | |
| | 契約金額の増額 | 金10,780,000円 | |
| 3 変更理由 | 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に
係る特例措置により、契約金額の変更を行ったため。 | | |
| 4 専決処分年月日 | 令和7年6月20日 | | |